

## 広域的实施体制への人員の移管について（案）

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについては、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国・地方を通じた公務能率の維持・向上に配慮しつつ、円滑な移管を実現するため、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。

なお、具体的なルールの検討に当たっては、国と地方の対等の立場に配慮しつつ、横断的な体制を活用する。

## （１）移管等が必要となる要員規模の決め方について

要員規模は、管理主体の如何にかかわらず事務量に応じて決まるものであるから、移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。

## （２）移管の方法、身分の取扱いについて

（別に辞令を発せられない限り）事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となる。

## （３）給与を含む処遇上の取扱いについて

移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。

職員の身分が地方公務員となることに伴い、給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠る。

退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。

共済については、職員の身分が地方公務員になることに伴い、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。

## （４）退職手当の負担等について

上記（３）、及び財源の検討を踏まえ、引き続き検討する。

## （５）その他

移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。